

事業報告

会長 松本 篤

「令和」の幕が開くとともに改選後の新執行部はスタートし、その翌月となる昨年6月には17年ぶりとなる司法書士法改正が実現した。法改正が実現した背景には、我々司法書士が、従来の業務に加え、新たな業務にも積極的に取り組むことにより国民の権利擁護に直接かかわってきたこと、自由かつ公正な社会の形成に寄与すべく、司法過疎地の解消、社会的・経済的弱者救済のための司法福祉事業の推進、法教育の実施、被災者支援等個別の依頼事件の処理にとどまらない公益的な活動を行ってきたことも、その一因になったと考えられる。（下線部は、司法書士法第1条改正部分。）

昨年度の事業計画において重要テーマとして掲げた「制度の変化への対応」、「総合相談センター事業の再構築」、「倫理意識の徹底」について、以下の報告により総括する。

1 「制度の変化への対応」について

長期相続登記未了土地解消作業について、福岡法務局において1回目の法定相続人の探索が行われた。その後、対象土地への職権による付記登記の記録、法定相続人情報の備え付けがなされるとともに、本年1月には主に朝倉市在住の相続人に対して、長期間相続登記等がされていないことの通知が行われた。そこで、法務局からの通知を受けた相続人を支援するため、本年3月1日に福岡法務局との共催で相談会を開催したところ、募集後数日で予約が埋まる盛況であった。

成年後見制度利用促進基本計画は、5か年計画の中間となる3年目を迎え、専門家会議中間検証WGによる個別課題についての整理・検討が進んでいる。当会では、特別事業対策部に成年後見制度推進室を設置して市町村からの要請に対応しているが、中でも、昨年11月、LS福岡との共催で「リーガルサポート20周年記念シンポジウム」を開催し、行政等からも多くの方が参加され、盛会のうちに終了した。地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置のため、増加する市町村からの要請に応えるべく、LS福岡との連携を強化してきたことの成果である。

2 「総合相談センター事業の再構築」について

上記1の所有者不明土地相談会のほか、昨年8月開催の司法書士の日記念相談会や本年2月開催の九州・沖縄地区相続登記相談会など、「相続・遺言」をテーマに掲げて広報したところ、多くの相談が寄せられ、超高齢社会に起因する相談ニーズの増加と法律家としての社会的使命を改めて痛感した。そこで、相談員の資質の向上だけでなく、会員が市民から寄せられる様々な相談に対応できるよう、研修部はもとより、多くの委員会等で多様な研修会を開催した。会員各位には、研修会が単に研修単位取得のみを目的として開催されているのではないということをぜひご理解いただき、積極的な参加を改めてお願いしたい。また、総合相談センター事業の運用改善については、社会事業部において検討を行っているが、その第一歩として、電話相談事業の運用見直しに向けた検討に着手した。

3 「倫理意識の徹底」について

昨年の定時総会において、新しい会員研修規則を制定し、倫理単位を1単位以上から2単位以上に変更した。これを受け研修部では、一昨年に比べ回数時間ともに大幅に増やして倫理研修会を実施した。司法書士制度の存続発展は、制度への信頼を基礎におき、その信頼実現の要は倫理規範にある。残念ながら、またしても当会会員に対し、管理財産の私的流用による業務禁止の処分が下される事態が発生した。不祥事を繰り返さないためどうすればいいのか？一人二人は仕方ないと思ってあきらめるのか？決して許されるものではない。会員各位と連帯しながら「許されない」倫理意識をも強く共有し続けたい。

総務部

総務部長 木津 圭太郎

1 苦情・綱紀関係

昨年度の苦情受理件数および綱紀調査付託件数等は、以下のとおりである。

苦情内容は、事件処理の遅滞や業務に関する説明不足に関するものが多くを占めている。今年度も研修等を通じて苦情内容の開示を行うので、日々の執務に役立てていただきたい。

綱紀調査委員会に調査を付託した事案の内容は、綱紀調査委員会の事業報告のとおりである。綱紀調査の全件委嘱制度では、懲戒処分申し立てがなされると、軽微な事案であっても、綱紀調査委員会に調査を付託しなければならない。綱紀調査が開始されると、処分まで長期間を要するので、調査対象会員には大きな負担がかかることになる。

会員の皆様には苦情および懲戒処分の申し立てにつながらないように努めていただき、場合によっては、紛議調停委員会の活用を検討いただきたい。

苦情受理件数	綱紀調査付託件数	懲戒処分件数	注意勧告件数
20件	3件	1件	0件

2 非司法書士実態調査

昨年度は、のべ56名の会員に協力いただき、福岡法務局本局不動産登記部門、行橋支局、筑紫支局、福岡出張所、粕屋出張所および北九州支局商業登記部門において非司法書士による登記申請の実態調査を行った。

3 事務局全般

毎週水曜日に専務理事が参加して定期報告会を行い、職員相互の業務の理解等に努めた。また、随時、担当役員が協議の場を持ち、業務の停滞が生じないように努めた。

4 登録調査委員会

当委員会は、司法書士登録に疑義がある場合に、日司連に報告をすべく一定の検討を行っている。昨年度は、登録に疑義のある事案がなかったため、委員会を開催することはなかった。

5 新入会員オリエンテーション

新入会員を対象に、当会の組織や福岡政連、公嘱協会、LS福岡、青年会の紹介を行うとともに、各団体の役員との交流を図ることを目的として、昨年度は、1回オリエンテーションを開催した。

なお、登録後新人研修制度を通じて新入会員と役員の交流は図られており、敢えてこのオリエンテーションを存置する必要性が無くなったため、昨年度途中より廃止した。

6 九B各県部長連絡協議会

令和1年9月2日、熊本県において協議会が開催され、事業部ごとに意見交換を行った。総務部では、苦情の内容や件数、不祥事が発生した際の対応、総会の運営方法などについて協議した。

7 四県交流会

会員数が同規模の四県（神奈川県会、愛知県会、兵庫県会、当会）の執行部が毎年集まり、意見交換を行う交流会が昨年度は兵庫県で開催された。

8 業務広告調査

昨年度も11月15日から11月29日にかけて会員の業務広告を調査し、2件の指導を行った。また、情報提供のあった広告について、今後の広告の際に規則、運用指針を確認するようお願いする連絡を行った。

紙面、ホームページを問わず、広告を行う際は、規則および運用指針を改めて確認いただきたい。

9 3ブロック会長会

九州・四国・中国ブロックの単位会会長が一堂に会し、福岡において会議を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

10 規則等の改正

整備法の成立ならびに司法書士法の改正に伴い、会則をはじめとする関係規則等の改正作業を行った。

経 理 部

経理部長 小 山 貴美代

当部会は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行った。

- 1 平成31年度の一般会計および特別会計の予算を執行した。
- 2 平成31年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行った。
- 3 令和2年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行った。
- 4 経理部業務の改善
 - (1) 県・支部の予算編成の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡を図り、公益法人としての適正な予算編成を行った。
 - (2) 日々の経理処理の改善および事務処理の円滑な引き継ぎのために、手引書を改訂し、支部に対しても手引書の配布を行い、県・支部での経理処理の効率化および統一化を図った。
 - (3) 当会の収入および支出に関する協議を行い、会費の改定を行った。
 - (4) 他団体と助成金の協議を行った。

企 画 部

企画部長 安河内 肇

1 業務推進

支部において実施した相続遺言教室の実施報告書の提出を受け、運営管理を行った。
また、法定相続情報証明制度の利活用の方法を検討するため、会員に向けてアンケートを実施した。

2 会務のあり方の検討

委員会のあり方など会務の効率化や負担の軽減等について分析を行い、会務への参加促進のため、会への帰属意識を高めることが必要であるとの結論に至った。まずは、会員の定時総会への参加を増やしていくこととし、支部において、支部長から支部役員に定時総会への積極的な参加呼びかけを行ってもらおうよう依頼した。

また、会議のIT化推進のため、WEB会議用のマイクスピーカーを利用して2会場をWEBでつないで会議を開催した。

3 司法過疎対策

司法過疎地域開業支援事業の募集期間を通年とし、会員への周知を図った。

しかし、昨年度も本事業への利用申し込みがなかったため、司法過疎地域開業支援貸付制度については昨年度をもって終了することとした。

4 中小企業の支援

(1) スタートアップカフェでのセミナーの企画・運営

司法書士の企業法務分野での普及推進活動および会社設立を希望する創業希望者の知識の拡充のため、スタートアップカフェにてセミナーを開催した。

10月24日	17:00~18:00	場所：福岡市スタートアップカフェ
内 容：司法書士が語る！！なぜ、いま合同会社を設立するのか		
講 師：前田啓至 会員		
3月19日		場所：福岡市スタートアップカフェ
内 容：IT起業のための会社設立セミナー		
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催延期		

(2) セミナーへの講師派遣

特定認定支援事業の認定セミナーおよび福岡大学の学生ゼミへ講師派遣を行った。

7月17日	18:30~21:00	場所：ibb fukuoka ビル6階貸会議室
内 容：福岡市特定認定支援事業の認定セミナー『なでしこ塾』第16弾基礎から学ぶ経営スクール		
講 師：小牟田毅 会員		

9月18日	10:30~12:00	場所：福岡大学
内 容：創業体験プログラム（会社設立） 講 師：小牟田毅 会員、城ヶ崎理絵 会員		
11月13日	18:30~21:00	場所：ibb fukuoka ビル6階貸会議室
内 容：福岡市特定認定支援事業の認定セミナー『なでしこ塾』企業のABCそしてD 講 師：小牟田毅 会員		
11月27日	18:30~21:00	場所：ibb fukuoka ビル6階貸会議室
内 容：福岡市特定認定支援事業の認定セミナー『なでしこ塾』相談会 講 師：小牟田毅 会員		

(3) 他機関との連携

ア 日本政策金融公庫との連携

当会が主催するスタートアップカフェ等のセミナーについて、創業希望者へのさらなる知識の拡充を図るため、日本政策金融公庫との合同セミナーの開催を予定している。

イ 福岡県事業引継ぎ支援センターとの連携

中小企業経営者の高齢化等を踏まえ、地域の事業を次世代に引き継ぐとともに、事業承継を契機に後継者がベンチャー型事業承継などの経営革新等に積極的にチャレンジしやすい環境を整備するため、福岡県事業引継ぎ支援センター主催の会議に参加した。

6月17日	14:00~15:30	場所：福岡商工会議所301会議室
内 容：第5回登録民間支援機関等連絡会議 講 師：池田龍太 会員		

ウ 福岡県よろず支援拠点との連携

会員の業務を支援するため、国が設置した福岡県よろず支援拠点へ講師の派遣を依頼し、講座を実施した。

2月14日	19:00~20:00	場所：会館4階会議室
内 容：MEO対策(Google マイビジネス) セミナー 【入門編】 講 師：小屋真伍 福岡県よろず支援拠点コーディネーター		

広 報 部

広報部長 柿 木 高 紀

昨年度の事業計画に基づき、下記の広報活動を行った。以下、昨年度の事業計画記載の項目ごとに報告する。

1 リーフレット・チラシなどの広報物制作およびその配布について

県会にて行う各種相談会、イベントについてポスターやチラシの制作・配布を行った。なお、昨年度ポスター、チラシの配布を行った相談会にて実施したアンケートにおいて、相談会の認知媒体として、ポスター、チラシを挙げた相談者の数は以下のとおりであった。

- ・ 司法書士による相続・遺言相談会（8月3日開催）：24件（全回答数：144件）
- ・ 高齢者・障がい者のための成年後見相談会（10月6日開催）
：6件（全回答数：25件）
- ・ 九州・沖縄地区相続登記相談会（2月11日開催）：6件（全回答数：68件）

2 テレビCM等の有料広告について

(1) テレビCMについて

例年どおり2月に実施した相続登記はお済みですか月間にあわせて、FBS、KBCの2社のスポット枠にて合計49本のテレビCMを行った。テレビCMの素材は、昨年度制作した当会のオリジナルCM素材「相続登記はお早めに」篇、「相続が争続にならないように」篇（対外用ホームページに公開中）を利用した。当部会では、テレビCMの効果検証を、これまで同様に、総合相談センターに寄せられる電話相談の件数、司法書士紹介システムの利用件数、対外用ホームページへのアクセス件数を基に行ったが、テレビCMを行った月は司法書士紹介システムの利用件数が他の月の約2倍に増加しており、テレビCMは一定の効果を発揮していると考えている。

(2) 新聞広告について

「司法書士による相続・遺言相談会」「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」「司法書士・税理士による相続合同相談会」にあわせて、読売新聞および西日本新聞に有料広告を掲載した。また、西日本新聞の新春相続特集として、会員の協賛を得て令和2年1月3日の朝刊に相続に関する特集広告を掲載した。協賛いただいた会員の皆様には、この場を借りて御礼申し上げたい。

近年、新聞の購読者が減少しており、新聞広告の効果が薄れてきているが、上記の相談会では、一定数の相談者が新聞広告を見て相談会に参加しており、一定の広告効果があったと考えている。今後も、イベントの内容ごとに、最適な広報ツールの使い分けを検討していきたいと考えている。

(3) 自治体のコミュニティビジョンについて

平成31年1月より福岡市東区役所、筑紫野市役所の2か所にて自治体のコミュニティビジョンを利用した映像広告を行っていたが、広報効果の検証にあたり、その効果を明確に把握することが難しく、また、利用当初、支部のイベントにあわせて流動的に映像媒体を変更することを考えていたが、そのような利用方法を行うことも困難であることが判明したため、昨年度をもって終了した。

3 対外用ホームページ等について

当会の対外用ホームページのトップページに、相談会等のイベントが一目で分かるバナーをイベントの都度制作し掲載した。また、支部主催のイベントについても新着情報一覧に掲載することにより県・支部のイベントを一覧できるようにした。

ホームページに掲載した新着のイベントについては、当会公式フェイスブックにも転載し、より広範囲に情報が行き渡るように工夫をした。

4 マスメディアや行政、団体等との関係構築について

昨年度に引き続き、福岡法務局との協働事業である「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」については、月に一度の割合で福岡法務局との協議会を実施し、その成果として令和2年2月11日に「九州・沖縄地区相続登記相談会」を実施するに至った。また、当会主催の相談会やイベントについても、福岡法務局の後援をいただくことにより、より効率的な広報活動を行うことができた。

マスメディアとの関係においては、例年同様各種イベントごとにニュースリリースを発行した。その結果、令和2年2月11日に福岡法務局との共催により開催した「九州・沖縄地区相続登記相談会」がRKB毎日放送より取材され、2月に開催した「相続登記はお済みですか月間」とあわせて、ニュース放送がなされた。

また、令和2年1月にKBCのアサデス、同年2月にFBSのめんたいワイドの無料パブリシティを利用し、相続登記はお済みですか月間および総合相談センターのPRを行った。

5 会報「ふくおか」の発行について

例年どおり年4回発行した。会報の発行にあたっては、県・支部の動向や会員に興味を持っていただける記事の掲載を心掛けた。特に会員間交流の一助になればと、新たに「会員通信」として会員の仕事を離れた趣味や活動を情報発信する企画をスタートさせた。会員通信は、執筆者に次の執筆者の紹介をしていただくという試みも取り入れており、会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

研 修 部

研修部長 丸 尾 公 彦

昨年度は、日司連会員研修規則の改正に伴い当会においても新しい会員研修規則を制定するなど、研修事業にとって大きな動きのある1年であった。同規則の制定により、令和2年4月1日以降会員の取得すべき単位数は、1実施年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）につき12単位以上、12単位のうち甲類単位8単位以上、甲類単位のうち倫理2単位以上に変更されている。

また、具体的な研修内容については、日常業務のスキルアップのための研修のみならず、重要テーマの1つである制度の変化へ対応するため、幅広く新法、新制度に関する研修を実施した。以下、詳述する。

1 単位制研修

(1) 業務研修会

当会最大規模の研修会であり、昨年度も例年同様3回開催した。第2回第2部の不動産登記制度に関する講義を福岡法務局と共同開催するなど、新たな試みも行った。

(2) 倫理研修会

昨年度は、倫理研修を4回開催した。今年度からの取得すべき倫理単位数の増加に備え、開催時間を7時間と大幅に増やした。

第1回業務研修会	令和1年 6月29日(土)	九州ビル 9階大ホール	参加者： 206名
第1部 オンライン申請資格者代理人方式の現状と展望(倫理) 講 師：赤土正貴 会員(東京会)			
第2部 司法書士のあるべき姿と将来の制度構築に向けて(倫理) 講 師：大口善徳 衆議院議員			
第2回業務研修会	令和1年 11月16日(土)	福岡商工会議所 406～408号会議室	参加者： 146名
第1部 特定事件報告書の解説(倫理) 講 師：中久保正晃 会員(鹿児島県会)			
第2部 不動産登記制度の改革～その課題と展望～ 講 師：山野目章夫 教授(早稲田大学大学院法務研究科)			
第3回業務研修会	令和2年 1月25日(土)	電気ビル本館 8号大会議室	参加者： 120名
第1部 贈与税・相続税の非課税、離婚に関する税金 講 師：松田紀子 税理士(九州北部税理士会)			
第2部 未成年後見業務について(倫理) 講 師：森田みさ 会員(宮城県会)			

(3) 年度末研修会

司法書士倫理をテーマとしたディスカッション形式の研修会を3月末に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止した。

(4) 司法書士実務研修会

平日夜の時間帯に、司法書士の日常業務に直結する内容の研修会を4回開催した。

第1回 司法書士実務研修会	令和1年 8月7日(水)	天神ビル 10号会議室	参加者：59名
テーマ：消費者トラブル対応の実務 講師：栗田真志 会員、前田美穂 会員			
第2回 司法書士実務研修会	令和1年 10月9日(水)	会館 5階・4階会議室	参加者：57名
テーマ：民法（相続関係）改正と今後の展望 講師：羽瀬智文 会員（大阪会）			
第3回 司法書士実務研修会	令和1年 12月11日(水)	会館 5階・4階会議室	参加者：30名
テーマ：生活困窮者支援～健康で文化的な最低限度の生活 講師：濱田なぎさ 会員			
第4回 司法書士実務研修会	令和2年 2月12日(水)	天神ビル 10号会議室	参加者：75名
テーマ：協定に基づく相続財産管理人実例 講師：寺田知未 会員、森亜由美 会員			

2 年次制研修会

日司連主催による研修であり、対象会員は受講必須の義務研修である。

予定の重複や体調不良等を理由に欠席した会員については、他支部にて振替受講していただくか、参加猶予申請書または不参加事由報告書および年次制参加誓約書を提出いただいている。なお、研修の会場設営および運営に関しては、例年各支部にご協力いただいている。支部にはこの場を借りて御礼申し上げたい。

福岡東支部	令和1年10月26日(土)	天神ビル 9号会議室
福岡西支部	令和1年10月26日(土)	会館 5階・4階会議室
福岡南支部	令和1年10月5日(土)	天神クリスタルビル貸会議室
筑後支部	令和1年10月19日(土)	久留米地域職業訓練センター
北九州支部	令和1年10月5日(土)	パークサイドビル9階中会議室
筑豊支部	令和1年10月26日(土)	田川市民会館

3 九州大学司法研修講座

九州大学との連携の一環として、大学より講師をお招きして開催している研修会である。

第1回・第2回 九州大学司法研修講座	令和1年 12月21日(土) 12月22日(日)	会館 5階・4階会議室	参加者：47名
テーマ：総ざらえ！債権法・相続法改正対策集中講義 講師：七戸克彦 教授（九州大学大学院法学研究院）			
第3回 九州大学司法研修講座	令和2年 2月8日(土)	会館 5階・4階会議室	参加者：17名
テーマ：情報通信技術と法 講師：成原慧 准教授（九州大学大学院法学研究院）			
第4回 九州大学司法研修講座	令和2年 2月22日(土)	会館 5階・4階会議室	参加者：24名
テーマ：国際化社会における家族法実務 講師：松井仁 教授（九州大学大学院法学研究院）			

4 事務職員研修会

会員の補助者向けの研修会である。福岡県内のみならず県外の一部の単位会（福岡以外の九州各県および山口県）にも案内をし、参加いただいている。

事務職員研修会	令和1年 10月26日(土)	電気ビル共創館 カンファレンス 大会議室A	参加者：98名
第1部 戸籍法等と職務上請求書～使用上の問題点と注意点について～ 講師：吉田善礼 会員 第2部 司法書士実務と相続法改正 講師：岩下透 会員			

5 日司連主催研修会同時配信研修会

日司連の行う研修会場と福岡の研修会場をインターネット回線により接続し、日司連が行う研修を、福岡の会場にてリアルタイムで受講する形式の研修会である。昨年度は、下記のとおり3回開催した。

日司連 令和元年度業務研修会 (訴訟法分野)	令和1年 10月19日(土) 10月20日(日)	会館 5階・4階会議室	参加者：26名
テーマ：「続」物損交通事故訴訟に学ぶ主張立証の考え方 第1講 物損交通事故訴訟の基礎事項（争点と主張・立証） 第2講 物損事故訴訟の主張・立証に関する基本演習① 第3講 物損事故訴訟の主張・立証に関する基本演習② 第4講 物損事故訴訟の応用演習①（事例検討） 第5講 物損事故訴訟の応用演習②（事例検討） 第6講 物損事故訴訟の応用演習③（事例検討）及び総括講義 講師：中村真 弁護士（兵庫県弁護士会）			

第34回 日司連中央研修会	令和1年 12月 7日(土)	会館 5階・4階会議室	参加者：35名
<p>テーマ：司法書士法改正～司法書士制度の更なる発展のために～</p> <p>第1講 基調講演（使命規定を中心に） 講師：山野目章夫 教授（早稲田大学大学院法務研究科）</p> <p>第2講 改正実現までの経緯報告 講師：小澤吉徳 会員（静岡県会）</p> <p>第3講 パネルディスカッション～司法書士制度の更なる発展のために～ コーディネーター：伊見真希 会員（千葉会） パネリスト：山野目章夫 教授（早稲田大学大学院法務研究科） 木村達也 弁護士（大阪弁護士会） 小澤吉徳 会員（静岡県会） 阿部健太郎 会員（神奈川県会）</p>			
日司連 令和元年度業務研修会 （民事法分野）	令和2年 2月 1日(土)	会館 5階・4階会議室	参加者：53名
<p>テーマ：そこが知りたい、遺言の実務～司法書士が押さえるべき遺言の勘所～</p> <p>第1講 相続法改正とトラブル予防のための遺言書作成 講師：藤井伸介 弁護士（大阪弁護士会）</p> <p>第2講 改正相続法を踏まえた遺言執行と遺言事例研修 講師：同上</p> <p>第3講 遺言と登記 講師：及川修平 会員</p> <p>第4講 遺言と税務 講師：鈴木淳 税理士（東京税理士会）</p>			

6 オンデマンド研修動画配信（KenTube）

昨年度は、研修会の動画を計11本新たに配信した。昨年度の利用実績は、下記のとおりである。

掲載動画総数	48件（前年比+11件）
登録人数	506名（前年比+43名）
年間アクセス数 （平成31年1月1日～令和1年12月31日）	1,704件

社会事業部

社会事業部長 芳 司 英 樹

昨年度も相談センター事業を中心とした様々な事業に対し、会員の皆様の積極的な協力をいただき、滞りなく事業を実施することができた。改めて御礼を申し上げたい。近年は相続に関する相談が増加しており、昨年度も多く相談事業で相続に関する相談が多数を占めた。

1 相談事業

(1) 総合相談センター事業

当会相談事業の中核として、司法書士紹介・電話相談を中心に6支部の総合相談センターで運用を行っている。

昨年度は司法書士紹介969件、電話相談2,171件であり、ともに一昨年度より増加した。紹介事案は約66%が登記手續に関するもので、その中でも相続が最も多い。次いで、家事事件、多重債務関連の順となっており、一昨年度より多重債務関連の事案がやや増加した。電話相談では、登記手續に関するもの約36%、家事事件約22%、民事一般事件約21%の順となっている。主な認知経路は、自治体等の公的機関、インターネット、法務局等である。昨年度は、聴覚障害者からのアクセスに対応するため、ファックスによる紹介システムの受付ができる体制を整えた。

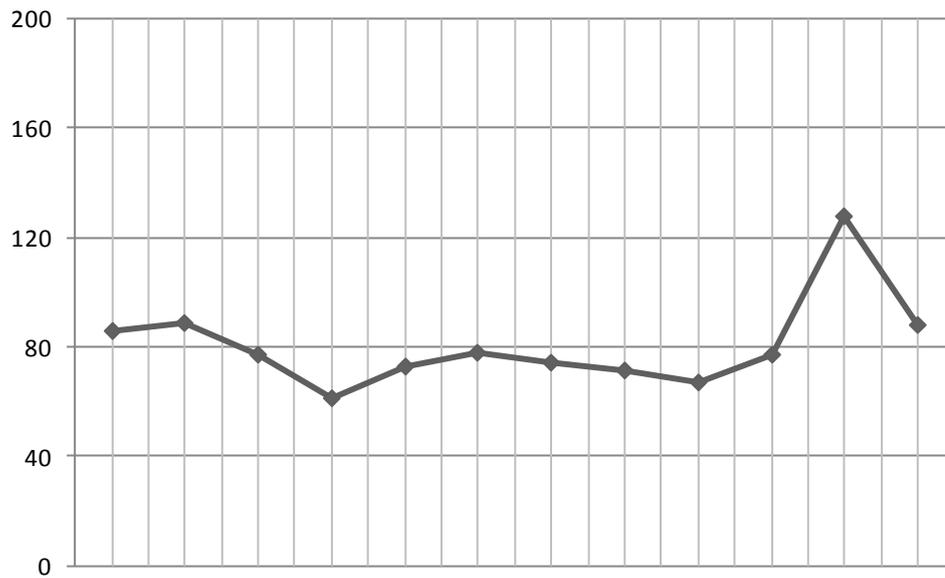
総合相談センター事業については、電話相談の実施方法や紹介システムの運用改善等について検討を行っている。今年度も引き続き、総合相談センターの業務改善策や今後の総合相談センターのあり方について検討を重ねたい。

【司法書士総合相談センター】

※相談員数は休止含む

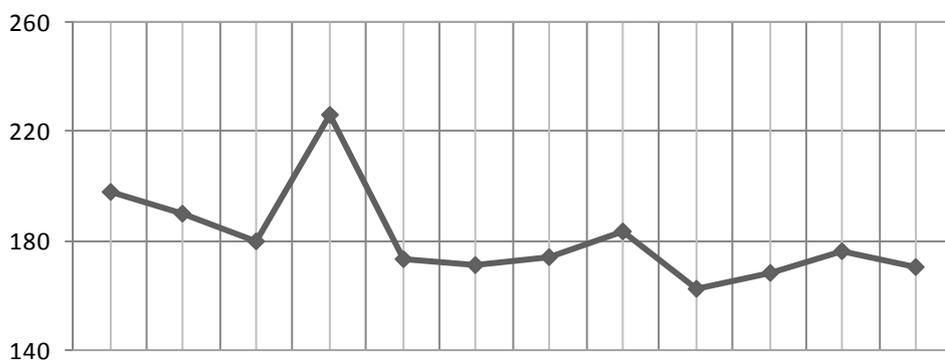
令和元年度	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊・京築	全体
登録相談員数	79名	55名	111名	76名	91名	43名	455名
登録率	33.3%	39.0%	46.6%	55.9%	56.9%	64.2%	46.5%

【平成31年度 紹介システム 相談件数推移】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
福岡東	21	22	18	20	27	15	12	16	18	26	36	20	251
福岡西	20	17	13	11	8	16	16	14	21	14	12	13	175
福岡南	19	23	24	14	16	26	20	16	10	16	35	23	242
筑後	5	9	8	6	7	4	5	8	3	9	23	12	99
北九州	5	4	4	7	6	10	5	10	5	4	10	8	78
筑豊・京築	16	14	10	3	9	7	16	7	10	8	12	12	124
全体	86	89	77	61	73	78	74	71	67	77	128	88	969

【平成31年度 電話相談 相談件数推移】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
全体	198	190	180	226	173	171	174	183	162	168	176	170	2171

(2) 司法書士の日記念相談会

「司法書士の日」を記念しての一斉相談会として、8月3日(土)県下4会場で10時から15時の時間帯で開催した。運営は各支部の社会事業部および総合相談センターで主体的に行っている。昨年度は相談会名称を「司法書士による相続・遺言相談会」とし、新聞広告を2回掲載した上で開催したところ、一昨年の2倍以上となる162件の相談があった。相談会名称のわかりやすさと広報の成果であると考えている。相続法改正の時期とあいまって市民の相続への関心の高さを示す結果であった。

(3) 高齢者・障がい者のための成年後見相談会

LS福岡との共催で、10月6日(日)、県内4会場で10時から13時の時間帯で開催した。例年9月開催であるが、司法書士の日記念相談会と実施時期が近くなるように、昨年度は10月に開催した。新聞に広告を掲載した上で開催したところ、件数は昨年より増加し24件の相談が寄せられた。

(4) 遺言相続事業

遺言相続事業への取り組みの一つとして、2月に「相続登記はお済みですか月間」を開催した。月間に協力いただく会員を「賛同会員」として各事務所で相続登記に関する相談を初回無料で受けてもらうほか、総合相談センターの紹介システムで賛同会員を紹介している。テレビCMによる広報により、2月の紹介件数は通常月の約2倍となり、会員の事件受託にもつなげることができたと考えている。

(5) 賃貸借トラブルホットライン

毎週月曜日と水曜日、16時から18時までの間、登録相談員事務所への転送方式で電話相談を実施した。消費生活センター等の相談機関からの紹介もあって毎回多くの電話を受けている。昨年は480件の相談を受けており、その約76%が借借人からのものであった。原状回復や敷金精算、修繕に関する相談が大半を占めている。

(6) 総合行政相談・一日合同行政相談所

九州行政評価局と連携し、福岡総合行政相談所(岩田屋)および北九州総合行政相談所(井筒屋)の定例相談会や一日合同行政相談所へ相談員派遣を行った。相談員のシフト等の運営については、福岡3支部および北九州支部の総合相談センターの協力のもと実施している。

(7) 福岡市市民相談室

福岡市が各区役所で実施する司法書士相談へ相談員の派遣を行った。契約主体は当会であるが、相談員の選定、シフト等については福岡3支部で行っており、13時から16時の時間帯に予約制で実施されている。昨年度は423件の相談を受けており、うち約68%が相続・遺言に関する相談であった。

(8) スタートアップカフェ相談

福岡市の創業支援拠点として設置されている「スタートアップカフェ」において、毎週木曜18時から20時に開催されている専門家相談に相談員の派遣を行った。昨年度は計48回相談員を派遣し、41件の相談を受けている。分野を絞った相談事業であり、起業を目指す方に司法書士が会社法務の専門家であることを知ってもらう機会としても意義あるものと考えている。

(9) 法務局休日相談所

10月6日(日)、法務局主催の休日相談所に相談員の派遣を行った。昨年度は福岡法務局本庁のみの開催であり、3名の相談員を派遣し29件の相談を受けている。

(10) 法務局・司法書士会無料登記相談所(ステップ1)

一昨年度から福岡法務局において窓口相談ブースを設置し、火曜・水曜・金曜の13時から16時、予約優先で運用している。昨年度は469件の相談を受け、約半数が相続に関する相談、次いで抵当権抹消、売買・贈与等となっている。

窓口では総合相談センターのリーフレットを渡して当会の広報にも努めている。不動産登記についての相談窓口であるが、司法書士の認知度を高め会員の事件受託につなげたいと考えている。本相談所の運営については随時法務局と協議を行っており、今後も運用改善を図っていきたい。

(11) 九州北部税理士会との合同相談会

税理士会との合同相談会を、11月9日(土)13時から17時、天神ビルで開催した。昨年度はこれまでに最も多い42件の相談があった。相続、生前贈与、遺言等について税務を含め幅広く対応することができた。アンケートでも満足度の高い結果となっており、他士業との合同相談としての特色を出せたと考えている。

2 法務局との共催による相続セミナー・無料相談会

福岡法務局との共催で相続に関する市民向けのセミナーと無料相談会を開催した。福岡法務局には会場手配と市町村向け広報を対応いただき、当会ではセミナー講師、相談員の派遣を行った。例年多くの来場者があり好評であることから、昨年度は福岡、北九州の2会場で実施した。

2月11日	①11:00~12:30 ②12:30~15:30	場所:エルガーラホール	①参加者:87名 ②相談者:49名
相続セミナー&無料相談会 ①セミナー:司法書士による相続・遺言教室 講師:明石智典 会員 ②無料相談会(面談) 相談員:9名			
2月11日	①11:00~12:30 ②12:30~15:30	場所:KMMビル	①参加者:40名 ②相談者:35名
相続セミナー&無料相談会 ①セミナー:司法書士による相続・遺言教室 講師:田代洋平 会員 ②無料相談会(面談) 相談員:7名			

3 相続登記推進事業への対応

所有者不明土地特措法に基づく長期相続登記等未了土地解消作業に関して、法務局からの通知を受け取った相続人を対象として、福岡法務局と共催の相談会を開催した。今回、通知先の相続人がすべて朝倉市内であったため、3月1日(日)に朝倉市の

ピーポート甘木にて予約優先制で開催し計62件の相談を受けた。通常の相続登記とは異なる相談内容であったが、法務局から提供された情報を活かしつつ相談を受けることができ、より効果的な回答ができたと考えている。今回得られた成果や課題を、今後の本事業への対応に活かしていきたい。

4 関係機関との連携の強化推進

九州行政評価局、福岡県消費者安全確保地域協議会との会議に参画し、関係団体との連携や情報共有を図った。

【派遣相談会】

相談会名	日付	相談件数
行政評価局福岡総合行政相談所	第3月・木曜日(休会の月あり)	102件
行政評価局北九州総合行政相談所	第2・4金曜日(休会の月あり)	94件
行政評価局くらし・行政なんでも相談所(久山)	7月26日	11件
行政評価局一日合同行政相談所 (筑後、福岡、北九州、田川)	10月4日、9日、23日、11月1日	38件
専団連共同相談会(福岡、久留米、北九州、飯塚)	6月8日	94件
専団連共同相談会(福岡)	9月7日	35件
専団連共同相談会(福岡)	12月7日	27件

5 災害相談

昨年度の台風19号による被災者支援として、日司連主催により10月17日から12月20日までの間、電話相談が実施された。他の単位会と共に当会も協力単位会として毎週木曜日を担当した。相談員は相談センター登録の災害時相談員にお願いし、期間中に当会で受けた相談は8件であった。急な事業にもかかわらず協力いただいた皆様に改めて御礼申し上げたい。

注意勧告小理事会

Aチーム議長 浜田 啓史

Bチーム議長 猪之鼻 久美子

当小理事会は、会則第103条に基づき設置された委員会である。

現在、当会にはAとBの2チームが設置され、各チーム5名で構成している。

昨年度小理事会の審議に付された事件は、合計2件であった。いずれも量定に関する意見の審議に付されたため、注意勧告運用規則第10条第6項の規定により注意勧告の手続きは休止している。

懲戒意見検討小理事会

議長 松 本 篤

当小理事会は、懲戒に関する意見検討規則に基づき、司法書士法施行規則第42条第3項または司法書士法第60条による報告に付す意見を決定するために設置されている小理事会である。

昨年度、当小理事会は、綱紀調査の結果、違反事実ありと判断された事案2件について、懲戒処分の態様について協議し、審議が終了した事案については、当会の意見を付し、日司連に事案を回付した。

綱紀調査委員会

委員長 山下 祐一

1 はじめに

当委員会は、会員の綱紀、品位に関する調査を行うことにより会員の綱紀を保持し、もって司法書士制度に対する国民の信頼にこたえることを使命とする。

当委員会が行う調査とは、会則第49条第2項による付託を会長から受けて、会員が司法書士法、司法書士法施行規則、日司連会則、当会会則等に違反し、または違反するおそれのある事実の存否を調査することである。

2 昨年度の付託件数および概要

昨年度における綱紀調査の新規付託件数（事案数）は、3件であった。

これら事案にかかる業務の分野は、不動産登記、裁判所提出書類作成および簡裁訴訟代理等関係業務であり、違反が疑われる行為の主な内容は、事件放置、業務範囲の逸脱等であった。

事故処理委員会

総務部長 木 津 圭太郎

当委員会は、業務賠償責任保険に関する事故につき引受保険会社が実施する調査および審査に対し、当会が助言・協力するために設置されたものである。

昨年度は、下記の事例による損害賠償事故発生状況報告書の提出があった。会員の皆様の日頃の執務にあたり注意喚起を促す意味で、その事例を紹介する。

- 1 商号変更登記を完了させたが、商標登録のなされた別会社の同一商号が存在したため、再度商号変更登記をせざるを得なくなった。
- 2 誤った情報に基づき公正証書遺言を起案し公証人に伝えた。

なお、司法書士が依頼者に対して行った税務に関する助言について過誤があり損害が発生したとしても、その助言は司法書士の業務ではない以上、保険金の支給対象にはならないのでご留意いただきたい。

紛議調停委員会

委員長 鍛冶 誠一郎

昨年度は、報酬に関する紛議について1件調停を実施した。なお、本件はまだ継続中である。

依頼者との間で報酬等について紛議が生じた場合は、苦情や綱紀調査に移行することを防止するため、積極的に当委員会をご活用いただきたい。

会館維持管理委員会

委員長 平野 幸久

平成29年11月に新会館が竣工し、2年目となる令和1年にこの委員会は発足し、新たな委員が選任された。

昨年度は、会館の修繕計画・修繕積立金・維持管理に係る業務および費用を確認した。

施工会社である株式会社鴻池組の行う点検も令和1年11月の2年点検で最後となったため、今後は自主点検を行う必要があり、事務局職員からも意見を聴取して検討した。

現在検討している事項は、防犯対応、避難設備の点検および避難訓練の実施であり、令和2年2月25日には、福岡中央警察署による防犯教室を実施した。

これらの課題は、常に意識する必要があると、今後検討していく必要があると考えている。

非司法書士問題対策委員会

委員長 今 福 隆 史

昨年度の当委員会の活動について次のとおり報告する。

1 委員会の運営

当委員会は、5名の委員により運営を行った。

昨年度に開催した会議は4回である。

2 活動の内容について

(1) 非司啓発ポスターを作成し、福岡法務局の後援を受けたうえで、福岡法務局内の本局、支局、出張所およびサービスセンターへ掲示を依頼した。

(2) 法務局主催の非司調査が、令和1年10月および11月に福岡法務局行橋支局、筑紫支局、福岡出張所、本局（不動産登記のみ）、北九州支局（法人登記のみ）において延べ56名の会員の協力を得て行われた。

調査に携わった会員からアンケート形式による情報収集を行った（調査項目は非司が疑われると判断した理由・感想等）。

以下、会員から寄せられた声の一部を掲載する。

- ・ 本局は司法書士によるオンライン申請の割合が高く調査が容易になってきている。
- ・ 対して、相談員常駐の影響か、本人申請が増加している支局も多い。
- ・ 登記は司法書士という広報に力を入れるべき。
- ・ 法務局側にも申請権限の有無などのチェックをして欲しい。等々

(3) 非司行為が疑われる他士業のホームページについて、委員会内で対応を協議した。

3 最後に非司行為が疑われる事案を見聞きした際は、当委員会宛に情報提供いただけるよう会員の皆様をお願いしたい。

苦情処理委員会

委員長 矢野聖悟

1 委員会の目的

当委員会は、会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な指導および指示を与えてこれを処理することを目的としている。

2 苦情処理の流れ

市民から事務局に寄せられた苦情は、専務理事または事務局職員が概略を聴取する。その際、苦情申出人にはできるだけ文書で申し立てるよう依頼している。

事務局より苦情内容の伝達を受けたのち、担当委員より苦情申出人に電話での内容確認や対象会員への聞き取りなどを行い事実関係を精査し、その後、委員会において対応を協議したうえで双方への調整を行う。双方の円満解決、一応の納得において終結した案件について終結報告書を会長に提出し終了となるが、対象会員に法令、会則等の違反事実のおそれがある場合は、会長に報告し、何らかの対応を具申している。

3 委員会の判断基準

苦情に対する委員会の判断基準は、司法書士法、会則、司法書士倫理等に照らし、「司法書士としての業務の遂行が適正に処理されたかどうか」である。したがって、具体的な苦情事案について、当委員会にて苦情申出人および対象会員から事情を聴取したうえで、不適切な業務を行ったと思われる会員には業務の改善を求めることになる。

4 委員会開催および面談について

委員会は原則毎月1回の定例会で開催される。会議では、その月の案件について担当委員からの事案の経過報告を受け、その対応について協議がなされる。会議はWEB会議（テレビ電話）を原則とし、複雑案件がある場合は、会館に集まり協議している。また、内容に応じて苦情申出人や対象会員と直接面談により、事情聴取することもある。

5 苦情の傾向

苦情の対象となった業務は不動産登記や商業登記、或いは債務整理や後見業務等まちまちであるが、依頼者への説明不足に起因するものが多く含まれていた。また、司法書士の不誠実な業務姿勢や態度への苦情も複数件含まれている。苦情の多くは、依頼者への説明や誠実な態度で容易に回避できるものであると考えられることから、苦情の傾向を留意したうえで業務にあたっていただきたい。

6 近年の苦情件数

平成27年度 24件	平成28年度 10件	平成29年度 16件	平成30年度 24件	平成31年度 20件
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

7 苦情事案月別取扱件数

平成31年	令和1年				
4月	5月	6月	7月	8月	9月
2件	1件	3件	2件	2件	2件

令和1年			令和2年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
2件	3件	1件	1件	0件	1件

会費減免等審査委員会

委員長 小 山 貴美代

当委員会は、会則第25条（会費の延納、減額及び免除）に基づき、会費の延納、減額または免除に関する審査を行うために、会則第53条第1項により設置された委員会であり、「会費の減免等に関する規程」および「福岡県司法書士会会費の減免等に関する細則」に則って会費の減免等の申し出に理由があるかを審査し、会長にその調査の結果を具申するものである。

会員は、傷病、災害、出産・育児により会費を納入することが困難な場合は、会費の延納、減額または免除の申請を行うことができる。

なお、経済的事情による場合は、会費の延納の申請が認められるのみである。

平成31年度は、傷病によるもの2件（内訳：減額0件、免除2件）、出産・育児によるもの7件（内訳：減額5件、免除2件）の合計9件の減免等の申請があり、8件の申し出に対して理由があるものと認め、会長に対し具申を行った。

法教育・市民法律講座推進委員会

委員長 梶 島 浩 二

1 活動報告

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等（以下、「法律講座等」という。）の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的として活動した。

2 具体的活動

(1) 新規開催先の検討および法律講座等リストの公開

ア 新規開催先の検討

法律講座等のデータ分析から、特別支援学校での開催実績がなく、新規開催先として検討を行っていた。本年度は、令和4年4月に施行される「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）（以下、「改正法」という。）の環境整備の一環として、福岡県が主催する高校生向け消費者教育「単立ち応援事業」への応援依頼が、受託先の全国消費生活相談員協会からあり、当委員会からも特別支援学校に対して委員の派遣を行った。実際に特別支援学校で消費者教育を経験できた意義は大きく、特別支援学校での消費者教育の必要性を強く感じた。

イ 法律講座等リストの公開

当会が開催可能な法律講座等のリストの更新および担当部署の整理を行った。ただ、リストを対外用ホームページ（以下、「HP」という。）に掲載するにあたって、HPの「司法書士会の講座」の箇所が統一されていなかったため、昨年度は掲載を見送った。今年度、広報部と協力して、HPの改訂およびリストの掲載を行いたいと考えている。

(2) 法改正等への対応

令和4年4月に施行される改正法および改正法により影響を受ける関係法律について、委員会で検討した。今回の改正については、変更される条文は少ないが、これにより影響を受ける関係法律が膨大にあり、整理するのに苦慮した。今後、法律講座等を開催するにあたり、改正法の知識は必須であり、また、当事者である中高生、保護者および学校関係者への周知の必要性を強く認識することができた。

また、全国消費生活相談員協会の交流会に参加して、消費者問題・消費者教育に関わる企業や行政と改正法について情報交換をすることができた。今後も、連携強化を図っていきたい。

1月25日	場所：福岡県弁護士会館	
公益社団法人全国消費生活相談員協会 九州支部交流会		
出席者：梶島浩二 会員、権藤優里子 会員		

(3) 研修の開催

昨年度、法律講座等開催の契機とするために下記講座を開催した。

12月17日	場所：福岡県司法書士会	参加者：12名
法教育研修会「民法改正～成年年齢引下げ編～」		
第1部 何が変わるの？成年年齢引下げ		
講師：末森正浩 会員		
第2部 語って学ぶ成年年齢引下げ		
講師：中山浩一 会員		

第1部では、令和4年4月に施行される民法改正の概要、変更点および経過措置について講義を行った。また、民法改正により影響を受ける関係法律を表にまとめて配布した。第2部では、民法改正により、司法書士業務に及ぼす影響、その他改正の問題点や課題について参加者全員でディスカッションを行った。

(4) 支部事業のサポート

支部で実施している法律講座等事業について、講師や補助者の派遣を行うものである。昨年度は、支部からの派遣要請により、講師を1回1名派遣した。

3 法律講座等開催実績

平成31年度	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊	受講者数
	3回	2回	2回	13回	37回	6回	3,431名

※ 県会の他の部署で開催されたものは、その部署の報告に委ねる。

上記は、各支部による法律講座等の開催実績である。

昨年度は、当会全体での実施回数は前年度より1回少ない63回であった。前年度0回だった筑豊支部で、小学校からの依頼が増えたことが大きい。

今年度は、改正法の影響もあり、法律講座等の需要が増えることが見込まれる。改正法の情報共有を支部間で図るとともに、法律講座等の開催が増えるようなサポートを行いたい。

裁判業務推進委員会

委員長 工藤陽二

当委員会は、会員の裁判業務推進を目的として、昨年度、以下の事業を行った。

1 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、下記のとおり、研究、研修会の企画・運営を行った。

(1) 事例検討会・研修会の実施

8月26日	18:00～20:00	天神ビル	参加者：62名
多重債務研修会 テーマ：民事調停、特定調停の利用促進について 講師：田中祐次 主任書記官（福岡簡易裁判所） 大嶋道人 訟廷管理官（福岡簡易裁判所）			
10月17日	18:00～20:00	天神ビル	参加者：27名
多重債務研修会 テーマ：多重債務と依存症 ～ゲートキーパーとして依存症相談者への対応を考える～ 講師：濱田なぎさ 会員			
10月29日	18:00～20:00	天神チクモクビル	参加者：51名
交通事故研修 テーマ：交通事故事件の基礎 ～物損事故の相談から示談までを中心に～ 講師：石川智宏 会員			
11月29日	18:00～20:00	会館5階会議室	参加者：19名
民事調停事件事例検討会 テーマ：①民事調停手続の解説 ②（事例）賃料未払による不動産明渡に係る紛争 ③（事例）貸金に係る紛争 講師：丸尾公彦 会員、安河内肇 会員、工藤陽二 会員			

(2) 九州地方整備局との交通事故処理に関する協定締結

九州地方整備局の職員が管内で起こした物損事故の示談交渉等につき、当会会員が担当するための協定を締結した。

2 裁判所との連絡・交渉

上記「1（1）」記載のとおり、福岡簡易裁判所に研修会への講師派遣要請を行った。

また、破産・再生事件における運用変更につき会員への周知を行ったほか、個人再生委員の選任を要しない司法書士名簿を福岡地方裁判所破産再生係（本庁および各支部）に提出した。なお、同名簿は、近時の個人再生委員選任の運用状況、多重債務事件の減少およびそれに伴う当会の名簿登載者の減少等の事情に鑑み、廃止することとした。

3 少額事件報酬補助制度の実施

経済的利益が30万円以下の事件に対する報酬補助制度（事件番号が付いた事件に関して、2万円の追加助成を行う制度を含む）を実施した。

昨年度は、一昨年度（17件）と比して利用件数はやや増加しており、市民の泣き寝入りを防止するという観点に基づく本制度の必要性の高さを改めて感じた。

事件類型としては、貸貸トラブル関係事件が多い点が特徴である。

No.	事件類型	申込日	支給日
1	準委任契約に基づく報酬金等請求☆	平成31年 3月22日 令和 1年 7月10日	平成31年 4月 9日 令和 1年 7月24日
2	敷金等返還請求	平成31年 3月29日	平成31年 4月16日
3	貸金返還請求☆	平成31年 4月26日 平成31年 4月26日	令和 1年 5月30日 令和 1年 5月30日
4	◆解約違約金請求排除	令和 1年 5月14日	令和 1年 5月30日
5	◆原状回復費用請求排除	令和 1年 9月25日	令和 1年10月23日
6	◆役務対価請求排除	令和 1年10月 2日	令和 1年10月23日
7	◆原状回復費用請求排除	令和 1年10月25日	令和 1年11月19日
8	不当利得返還請求	令和 1年11月20日	令和 1年12月20日
9	債務履行請求	令和 1年11月26日	令和 1年12月26日
10	損害賠償請求	令和 1年12月 3日	令和 1年12月24日
11	◆原状回復請求排除/敷金返還請求☆	令和 1年12月 6日 令和 2年 2月13日	令和 2年 1月21日 令和 2年 3月 3日
12	敷金等返還請求☆	令和 1年12月 6日 令和 2年 2月13日	令和 2年 1月21日 令和 2年 3月 3日
13	不当利得返還請求	令和 1年12月 9日	令和 2年 1月21日
14	動産引渡請求	令和 1年12月19日	令和 2年 1月23日
15	◆原状回復費用請求排除	令和 1年12月17日	令和 2年 1月 9日
16	地代増額請求	令和 1年12月20日	却下
17	敷金返還請求	令和 1年12月26日	令和 2年 1月23日
18	不当利得返還請求	令和 2年 1月21日	令和 2年 2月10日
19	敷金返還請求	令和 2年 1月28日	令和 2年 2月28日
20	貸金返還請求	令和 2年 1月29日	取下
21	損害賠償請求	令和 2年 3月 5日	令和 2年 3月17日
22	事務管理に基づく費用償還請求	令和 2年 3月25日	取下

※ ◆は請求排除事件、☆は追加助成を行った事件、下段は追加助成申込日および支給日

4 裁判書類作成業務に関する出張相談料助成制度の実施

No.	事件類型	申込日	支給日
1	保佐開始申立	令和 1年 7月16日	令和 1年 7月30日
2	補助開始申立	令和 1年 8月 5日	令和 1年 8月27日
3	自己破産申立	令和 1年 8月22日	令和 1年 9月12日
4	保佐開始申立・代理権付与申立	令和 1年 9月12日	令和 1年 9月27日
5	自己破産申立	令和 1年 9月19日	令和 1年10月10日

6	保佐開始申立	令和 1年11月18日	令和 1年11月26日
7	保佐開始申立	令和 1年12月 4日	令和 1年12月26日
8	自己破産申立	令和 1年12月27日	令和 2年 1月29日
9	保佐開始申立	令和 2年 3月26日	令和 2年 3月31日

5 民事法律扶助事業の推進

会員ならびに契約司法書士への情報提供および法律扶助の利用拡大の方策を検討し、以下の事業を行った。

(1) 司法書士向け民事法律扶助業務研修会

11月22日	18:00~20:00	会館	参加者：12名
テーマ：①民事法律扶助業務の総論・概要 講師：横川祐輔 課長（法テラス福岡 第一事業課） ②援助申込みの際の留意点 講師：柿木高紀 会員			

(2) 法テラス福岡との協議会（12月18日実施）

(3) 九B法テラス担当者会議

1月19日	13:00~17:00	会館	
九州ブロック・司法書士会法テラス担当者会議 出席者：坂田亮平 会員、柿木高紀 会員、工藤陽二 会員			

6 関連団体とのネットワーク構築

消費生活関連団体との連携により、以下の活動を通じて裁判業務推進のための情報収集、ネットワーク構築に努めた。

特に、平成27年度より5年連続参加となる全国消費生活相談員協会の交流会においては、消費者問題・消費者教育に取り組む多様な業種との交流ができた。

8月29日	14:00~16:00	福岡県吉塚合同庁舎	
平成31年度福岡県消費者安全確保地域協議会 出席者：小野彩加 会員			
1月25日	13:00~17:00	弁護士会館	
公益社団法人全国消費生活相談員協会 九州支部交流会 出席者：工藤陽二 会員、小材敬太 会員			

7 裁判手続等のIT化に関する事業

弁護士会主催の市民参加型協議会（地域司法連絡協議会）において、裁判手続等のIT化に関する検討がなされ、当委員会も参画し、計5回の会議に、述べ8名の委員を派遣したほか、同事業に関する情報を会員に提供した。

空家等対策委員会

委員長 森 部 修 道

当委員会では、福岡県および各市町村等が進める空家等対策事業に関し、協議会への参加や会員派遣を通じ、各団体との協力体制を築いている。

一方、対内的活動として、空き家相談員名簿の新規登載・更新要件となる研修会を開催するため、各支部の研修部と協同した。当該名簿は、空家等対策事業に対応する体制を強化する趣旨で備えており、相談員等の推薦名簿の役割を果たすものである。

1 対外的活動

(1) 協議会への参加

ア 福岡県空家等対策連絡協議会

平成27年度以来継続的に協力している、福岡県空家対策連絡協議会に引き続き委員を派遣した。昨年度は、例年同協議会内で組成されている作業部会のうち『空き家活用サポートセンター構想』に関し、福岡県から特に密に連携させていただきたいとの要望があり、個別に打合せを重ねた。

イ 市町村空家等対策連絡協議会等

空き家特措法に基づく各市町村の空家等対策協議会では、その構成員として現在、15市町村の協議会に16名の会員が参加している。また、自治体が独自に設ける空き家に関する審議会について、新たに1名の参加があった。

(2) 協定等

当委員会では、以下のとおり福岡県や市町村等との連携を継続している。

ア 福岡県：相続財産管理制度の活用による空き家対策の促進に関する協定

イ 宗像市：空家等対策推進連携協定

ウ 北九州市：空き家活用推進に関する協定

エ 鞍手町：空家等対策に関する連携協定

オ 築上町：空家関連相続人調査および相談業務委託

カ 県建築住宅センター

：住宅情報提供推進事業に係る専門相談員の派遣に関する協定

(3) 専門家派遣・相談事業

ア 空き家専門相談事業

平成28年度から実施している福岡県空き家専門相談事業を昨年度から県建築住宅センターが引き継いだことにより、同事業内容で新たに契約を締結した。各市町村空き家担当者等からの要望に応じ、セミナー講師および相談員として会員を派遣した。

12月 6日	14:00~15:30	遠賀町中央公民館
内 容：空き家セミナー		
講 師：栗田真志 会員		

2月 1日	10:00~12:00	小郡市役所
内 容：専門家相談 相談員：上野祐二 会員		
3月 6日	13:30~16:00	遠賀町中央公民館
内 容：専門家相談 相談員：中村好伸 会員、山田泉 会員		

イ 個別の会員派遣

上記のほか、市町村等から個別に依頼のあった会員派遣については以下のとおりである。

11月24日	10:00~14:00	鞍手町総合福祉センター
依頼元：鞍手町 内 容：専門家相談 相談員：林正隆 会員、平原嘉章 会員		
12月 6日	13:50~15:20	福岡県吉塚合同庁舎
依頼元：九州地方整備局 内 容：所有者不明土地講習会 講 師：森部修道 会員		

ウ 電話相談窓口

昨年度も常設の電話相談窓口を設け、市民や行政からの相談に対応した。昨年度の相談件数は30件であった。相談者は行政担当者が多く、また市町村にも偏りがあることから、県内各市町村へ窓口設置の周知が必要だと考えられる。市町村担当者へのアンケートでは、相談先がわからないといった声も聞いており、広報活動の必要性を感じる。一方、相談回数が多い市町村は、そもそも空き家対策に力を入れていることから、単純に市民からの相談件数が多いのではないかと考えられる。

なお、電話相談については、昨年度までは委員の持ち回りで担当しており、継続相談が必要な場合には再度該当地域の会員を紹介するという迂遠な方法になってしまっていることから、今後は空き家相談員名簿を活用するなどして、各地域の会員に直接対応していただく体制の導入を検討した。

(4) その他

ア 相続人調査に関する問合せ

相続人調査を依頼する場合の概算見積りや、費用に関する入札等、各市町村の問合せに対応した。また、会員推薦の依頼に応じ、空き家相談員名簿より推薦した。

イ 取材対応

空き家および財産管理制度に関し、新聞社・テレビ局からの取材に対応した。

2 対内的活動

(1) 空き家相談員名簿

空き家や相続未登記の問題に関しては、国も様々な法改正や制度構築を行い、その環境は日々変化しており、会員は常に知識をブラッシュアップする必要がある。昨年度は5年ごとに更新される空き家に関する統計データの更新年であったこともあり、トレンドの分析、また、民法・不動産登記法の改正に関しても引き続き動きがあることから、最新の内容を踏まえた研修となるよう、内容を構成した。

なお、3月8日（筑豊支部）、3月12日（福岡南支部）に開催を予定していた研修

は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

10月11日	18:30~20:30	天神ビル	参加者：93名
テーマ：空き家問題に対する司法書士の取り組み（福岡東支部研修） 講師：安齋忍 会員（東京会）、峯田文雄 会員（山形県会） （日司連 空き家・所有者不明土地問題等対策部）			
11月7日	18:30~20:30	男女共同参画センタームーブ	参加者：52名
テーマ：北九州市の空き家対策について（北九州支部研修） 講師：北九州市職員			
12月4日	18:30~20:30	会館	参加者：24名
テーマ：最新の空き家情報を知る（福岡西支部研修） 講師：森部修道 会員			
2月4日	18:30~20:30	久留米市役所	参加者：30名
テーマ：久留米市の空き家の取組み（筑後支部研修） 講師：久留米市職員、森部修道 会員			

（2）相続財産・不在者財産管理人候補者名簿

一昨年度まで、特別事業対策部に設置されていた相続財産管理制度推進室を委員会に統合し、相続財産・不在者財産管理人候補者名簿更新のための研修会を実施した。所有者不明土地問題に関連し、法改正が予定されていることから、今後担い手の需要は高まるものと思われる。所有者不明土地に関しては、空き家の敷地であることも多く、空き家問題と切り離すことができない論点であることから、委員会としても積極的に活動をしていく必要がある。

当委員会主催の研修実施は年1回となっているため、オンラインで視聴できるよう KenTube に研修動画を公開した。加えて、北九州支部で開催された財産管理人研修を名簿登載要件研修に指定した。

2月12日	18:30~20:30	天神ビル	参加者：75名
テーマ：協定に基づく相続財産管理人実例（第4回司法書士実務研修会） 講師：寺田知未 会員、森亜由美 会員			

福岡県との協定に基づく相続財産・不在者財産管理人候補者名簿からの推薦実績は福岡市1件、宗像市2件、筑紫野市1件の計4件であった。

3 総括

当委員会は企画部の所管でありながら何か事業を企画するというよりも、福岡県や各市町村からの問合せ、打合せおよび専門家派遣依頼等の窓口としての活動が主となっている。このことを特に問題だとは考えていないが、例えば国土交通省所管のモデル事業にみられるような積極的かつ自発的な活動ができていないという指摘もあり得る。

空き家問題については、一朝一夕に解決するものではなく、また空き家の増加率に鑑みると対症療法的に活動しても、限界があることは自明である。当委員会が目指すべき目的のひとつとして、福岡県や市町村との協同を通じ、社会的な責務を全うすることが必要であると考えている。活動を通じ、少しでも空き家所有者をはじめとする市民の方々に不動産に関する認識を新たにさせていただくことが、委員会ひいては司法書士の責務と捉え、地道に活動することが肝要である。

特別事業対策部

部会長 松 本 篤

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために設置された当対策部では、昨年度以下の事業を行った。

成年後見制度推進室

室長 原 口 智 吉

成年後見制度利用促進計画の中間年度にあたった昨年度は、各市町村の動きも徐々に活発化してきた。これに対応すべく以下の事業を行った。

1 家庭裁判所、他士業等との連携

福岡家庭裁判所本庁、各支部、弁護士会、社会福祉士会と連携し、成年後見制度利用促進計画に基づく動きに対応し、また各市町村との関係構築に努めた。

2 各市町村への委員等の派遣

新たに水巻町社会福祉協議会より中核機関設置に向けた協議会（水巻町社会福祉協議会権利擁護センター設立準備委員会）への委員の派遣要請があったため、これに応じ、委員1名およびオブザーバー1名の派遣を行った。

八女市より成年後見制度利用促進基本計画策定委員会準備会への委員派遣要請があったためこれに応じた。

福岡市が中核機関設置に向けた会議体を正式に設置するにあたり、改めて委員2名の推薦要請があったためこれに応じた。

糸島市より新たに設置される市民後見推進検討委員会への委員派遣を要請されたが、市民後見人の養成も成年後見制度利用促進計画に関連するため、高齢者・障がい者権利擁護委員会と協議のうえ、委員の選定を行った。

3 パブリックコメントへの対応

北九州市が中核機関設置に向けて行った「(仮称)北九州市成年後見制度利用促進計画に対する市民意見募集(素案)」に関する市民意見募集について、当推進室およびLS福岡にて意見を取りまとめ、連名にて意見書の提出を行った。

4 研修会の開催

高齢者・障がい者権利擁護委員会と協同して窓口委員向け研修会を開催し、成年後見制度利用促進法の概要の説明や今後の協力の呼びかけを行った。

8月 1日	18:30~20:00	場所：会館	参加者：20名
テーマ：成年後見制度利用促進法及び窓口委員活動についての説明会 講師：原口智吉 会員、吉田昭夫 会員			

- 5 「新たな報酬算定に向けた考え方（案）」の検討
 最高裁判所が示していた「新たな報酬算定に向けた考え方（案）」について検討した。

- 6 福岡市からの意見聴取に関する対応
 福岡市が中核機関設置に向けた体制を整備していくうえで三士会の現状・課題認識について個別に意見聴取をしたい旨の意向が示されたため、当推進室およびLS福岡にて対応した。

- 7 総括
 昨年度は、成年後見制度利用促進計画の進捗や各市町村の動き等を当推進室内で情報共有することができた。今後も高齢者・障がい者権利擁護委員会やLS福岡と連携し、情報共有、会員に対する周知を徹底していきたい。

総合研究所

所長 五反田 猛

総合研究所は、司法書士の職能に関する諸制度ならびに法令について、その調査研究を恒常的に行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的として設置されている。

昨年度は、上記趣旨に則り不動産登記研究会、司法書士法研究会および憲法研究会が会長の諮問を受け、下記のとおり調査研究を行った。

不動産登記研究会

主任研究員 江 上 隆

近年、土地の所有者が死亡しても相続登記がなされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、または判明しても連絡がつかない土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている。そのため、政府においては、経済財政運営と改革の基本方針2018等で、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、2020年までに必要な制度改革の実現を目指すこととされ、民法・不動産登記法の改正にあたっての検討が法制審議会民法・不動産登記法部会として平成31年3月より行われている。

この不動産登記法等の改正は、本年の制度改革を前提としているので、迅速に改正法への対応をするため、法制審議会の参考資料である「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究報告書～所有者不明土地問題の解決に向けて～」の検討を行った。

法制審議会民法・不動産登記法部会第11回会議(令和1年12月3日開催)において、不動産登記法等見直しの中間試案が公開され、本件に関する意見公募手続(パブリックコメント手続)がなされたため、この意見公募に対応し、パブリックコメントの意見提出を行った。

オンライン申請資格者代理人方式については、法務省、日司連の動向、最終報告を待つて、論点整理を含め、具体的な実務への対応策等を研究検討する予定であったが、同方式に対する法務省等の方向性が具体的に示されなかったため、意見の集約には至らなかった。

その他、九州ブロック新人研修会のカリキュラムの中で、不動産登記に関する講義(取引立会ー受託から完了まで・不動産登記の常識を中心に・相続登記手続き)へ講師3名を派遣した。

司法書士法研究会

主任研究員 山下 祐一

当研究会は、司法書士法および関連法令に関する分析、検討、意見の提言等を活動内容としている。

昨年度は、主として令和元年司法書士法改正（使命規定の創設、懲戒制度の整備等）について研究会を実施したほか、九州ブロック新人研修会（令和2年1月10日）、筑後支部業務研修会（同年3月7日）および年度末研修会（同年3月28日新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止）に講師を派遣した。

今後も、引き続き司法書士法および関連法令に関する研究を行っていく予定である。

憲法研究会

主任研究員 中嶋 安雄

マイナンバー法の立法趣旨およびその仕組みならびに（特定）個人情報の保護措置等を条文および資料から明らかにした。

個人情報保護法の目的は第1条に規定されているが、2017年改正の際に次の文言が加筆された。「…個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」、つまり、個人情報の保護を第一の目的としていた旧法は、ビッグデータの活用による経済効果を第一義の目的とする法律へと変化したともいえるようである。マイナンバー制度は、日本に住民登録を持つ全ての人に原則一生変わらない番号を付番するもので、政府はマイナンバーカードの利用範囲を健康保険証や印鑑登録証等だけでなく、民間事業者に開放しクレジットカードや社員証等広範囲な利用が可能になるものである。利便性の対価として、情報漏洩や公権力によるプライバシー侵害と国民管理の危険性も指摘されている。報告書では、両法に対する評価としては若干の問題点を指摘するにとどめ、客観的に両法の内容を分かりやすく解説した。

新人研修委員会

委員長 奈良田 紀 幸

1 はじめに

当委員会は、日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人および登録して間もない新人会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制度を確立する目的をもって設置されている委員会である。

2 昨年度の事業

《登録「前」新人研修》

配属研修については、昨年と同様に2クール制を保ち、平成31年3月5日から4月26日まで行った。日頃の業務で多忙を極める中、指導に当たってくださる講師の新人育成への熱意、情熱がなければ成り立たない研修制度である。年度末、また年度初とご多忙の中、配属講師を引き受けていただき、ご指導いただいた講師にはこの場を借りて厚く御礼申し上げる。

また、配属研修前に開催した集合研修においては、県会でも各分野に精通している会員にリレートーク方式で「司法書士としての可能性」を新人に伝えることに重きを置いた研修を行うとともに、社会経験の少ない新人も多いことから、ビジネスマナー研修を半日日程実施した。リレートークでは初期段階の業務として「相談業務」の重要性・必要性を理解してもらうため、「司法書士の相談業務」を研修テーマとして取り上げ、「法教育」や「家事事件」、当会の重点事業でもある「相続登記」、そして社会問題への当会支援事業の一環としての「生活困窮者支援」についても研修テーマとして取り上げた。

《登録「後」新人研修》

登録後新人研修規程および実施要綱に基づき、平成26年度より本格的に運用を開始した。集合研修については、当会をはじめとする各組織の構成や懲戒処分に至るまでの手続の流れ等を解説した上で議論する内容の「司法書士の組織に関する研修」を行った。また、「司法書士の報酬の歴史」、「司法書士の倫理の研修」を開催し、司法書士制度に関する理解を深め、司法書士の担う職責を認識し、実務に直結する倫理観を養う研修を行った。

実地型研修においては、各支部の部会・委員会へ総会翌日より下記表のとおり、新入会員を配属し、配属研修を行った。殆どの研修生が、部会・委員会へ積極的に参加し、会務を学びながら、先輩司法書士との交流を深めることができたのではないかと考えている。各支部にはこの場を借りて厚く御礼申し上げる。

平成31年度実地型研修生（免除者等を除く。）の受け入れ人数

	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊
配属人数	11名	3名	10名	6名	3名	1名

平成30年度の実地型研修生（免除者等を除く。）の会務定着人数

	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊
配属人数	2名	0名	1名	6名	5名	3名

（各支部および県会の部・委員会ならびにLS福岡の部員を含む）

高齢者・障がい者権利擁護委員会

委員長 河 賀 裕 子

当委員会は、行政・地域包括支援センター・障がい者に関する相談支援センター（以下、「支援センター等」という。）、その他関係諸機関と連携協働し、ネットワークの構築や様々な形での支援を通じて高齢者・障がい者の権利擁護を図ると共に、当会および司法書士制度の周知を目指している。以下、昨年度の事業を報告する。

1 窓口委員の活動について

毎年継続して行っている窓口委員活動であるが、昨年5月に前任者の任期満了に伴い、改選を行った。

昨年度の窓口委員の活動報告は135件であり、行政区によって多少のばらつきはあるものの、活動は定着しつつあると思われる。また、各種会議への参加、委員就任の依頼も増えてきており、司法書士という存在や、窓口委員活動の認知度は向上していると感じている。

2 「成年後見 こんなときQ&A」の改訂について

成年後見制度利用促進計画が各地で進むなか、今後成年後見制度が大きく変貌する可能性は高い。現在改訂してもすぐに再改訂が必要となることが予想されるため、改訂は一旦凍結し、成年後見制度利用促進計画終了後、改めて改訂作業を進めることとする。

3 高齢者・障がい者のための成年後見相談会の支援について

例年と同様、標記相談会の広報を行った。地域の包括支援センターをはじめとする高齢者、障がい者と直接接する窓口で相談会等のチラシを配布することで、相談会の広報と同時に窓口委員の司法書士を身近に感じていただくことにも寄与していると考えている。

4 窓口委員向け研修会の開催について

一昨年度作成した、「窓口委員の手引き～窓口委員の役割と心構えについて」を現状に合わせて改訂し、令和1年8月1日に、成年後見制度推進室と共催で窓口委員向けの研修会を行った。

8月1日	18:30~20:00	場所：司法書士会館	参加者：20名
テーマ：成年後見制度利用促進法及び窓口委員活動についての説明会 講師：吉田昭夫 会員、原口智吉 会員			

司法福祉推進委員会

委員長 増田 憲之

1 自殺未遂者・念慮者への支援事業

自殺未遂者・念慮者への支援事業については、病院、行政機関、支援団体と連携の上、下記の通り相談員派遣を実施し、一定の成果をあげることができた。また、他団体との研修会の共催や、他団体主催の研修会への講師派遣を行った。

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
通年	ベッドサイド法律相談	派遣	30名	11件

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
6月21日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談: 4件
6月27日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談: 5件
9月17日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談: 6件
9月25日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談: 3件
9月26日	自殺予防のためのこころと法律の 相談会(主催:福岡市)	電話	2名	電話: 1件
12月 4日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談: 4件
12月12日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談: 4件

【研修会】

2月15日	福岡県司法書士会館	参加者：12名
P S W協会との合同学習会 テーマ：成年後見制度について考える～それぞれの関わりを通して～ 講師：藤本憲仁 講師（医療法人緑心会 福岡保養院） 増田憲之 会員		

【他団体主催の研修会への講師派遣】

1月26日	あいれふ大会議室	
自殺予防ソーシャルワーク研修（福岡県社会福祉士会主催） テーマ：社会資源の理解と活用—精神科領域・法律との連携 （先進的取組：ベッドサイド法律相談） 講師：濱田なぎさ 会員		

2 日本社会精神医学会発表

第39回日本社会精神医学会にて、司法書士の支援が相談者のメンタルヘルスに与える影響に関し、当委員会が行った相談者へのアンケート調査と司法書士へのヒアリング調査の結果について発表を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

3 生活困窮者等への支援活動

12月にホームレス、ニアホームレスを対象とした炊き出しおよび面談相談会を行うとともに、生活保護に関する電話相談会を実施した。これに先立ち、生活保護に関する研修会も開催した。当日は多くの会員に参加いただくとともに、衣類、寄付金等のご支援もいただいた。この場を借りて感謝申し上げる。

生活困窮者自立支援法に関連し福津市に家計相談員を派遣する事業を昨年度も行った。また、会員による生活保護同行支援について、「経済的困窮者の救済支援事業」を実施し、14件の助成を行った。

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
通年	福津市家計相談	面談	2名	面談：36件

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
12月14日	年末 生活・困りごと 相談会	面談 電話	23名	面談：2件 電話：12件

【研修会】

12月11日	福岡県司法書士会館	参加者：29名
令和元年度第3回司法書士実務研修会 テーマ：生活困窮者支援～健康で文化的な最低限度の生活 講師：濱田なぎさ 会員		

- 4 更生保護施設入所者への支援
湧金寮で開催する定期法律相談会を行った。

【相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
奇数月	更生保護施設での法律相談会	面談	6名	8件

ADRセンター運営委員会

委員長 渡 邊 慎一郎

1 ADRセンター稼働状況

広報活動を積極的に行った結果、昨年度は、申込相談25件、調停依頼20件があった。一昨年度から継続して取り扱っている事案もあわせて、調停を8件開催し、3件合意に至っている。

事案の内容としては、相隣関係やご近所トラブル、親族間の問題など多岐にわたっている。当センターは、弁護士の助言を受けて運営しているため、140万円を超える事案や家事事件も多く寄せられている。裁判まではしたくないが問題を解決したい、相手方と話したいが自分たちではうまく進まない、といった市民のニーズの受け皿になっている。

1事案につき少なくとも調停管理者1名と手続実施者1名が必要となる。昨年度、新たに4名の会員が名簿登載し、現在26名の名簿登載者で事案に当たっている。しかし、当センターの調停は原則平日に会館で行っているものの、当事者の希望によっては、土日や夜間に調停を開催したり、紛争発生地で調停を開催したりするなど、手続実施者には難しい対応をお願いするケースも多い。より多くの会員に手続実施者名簿に登載していただき、ご協力いただきたい。

ADRの事案が増えることは、司法書士が紛争解決の一つのメニューを提示できたということであり、当事者の自主的な解決を支援できたということだと考える。市民にとっても司法書士にとっても、ADRは可能性のある分野だと感じている。

【ADRセンター稼働状況】

事業年度	事 案 件 数	調 停 依 頼						手 続 中	
		あ り							
		調 停 開 催							
		あ り ※()は弁護士助言			な し				
		合 意	見込み なし	申込 人 取 下 げ	相手 方 離 脱	申込 人 取 下 げ	相手 方 不 応 諾		
試行開設～ 平成21年度	9	2 (1)	1 (0)	0	0	0	3	3	0
平成22年度	11	0	1 (0)	0	0	0	5	5	0
平成23年度	6	0	0	0	0	0	1	5	0
平成24年度	11	0	0	0	1 (0)	3	0	7	0

平成 25 年度	12	0	1 (1)	0	0	3	0	8	0
平成 26 年度	2	0	0	0	0	0	0	2	0
平成 27 年度	17	2 (0)	1 (1)	0	0	4	2	8	0
平成 28 年度	39	9 (7)	0	3 (3)	2 (2)	2	11	12	0
平成 29 年度	35	7 (4)	0	1 (1)	0	0	7	12	0
平成 30 年度	20	1 (0)	0	0	0	5	4	6	0
平成 31 年度	37	2 (2)	0	0	1 (1)	4	5	16	9
総 計	199	25	5	5	5	22	38	90	9

2 利用促進のための広報活動

昨年度は、ADRセンターのリーフレットおよび事案別のチラシ（アパート・マンションのトラブル、相続・人間関係のトラブル）を消費生活センターや市役所などに運営委員および名簿登載者が足を運んで、実際の相談に応じている方にADRの説明をしながら配布を行った。どのような相談の際に当センターを紹介したらよいのか、具体的なイメージを持っていただくことで、相談機関からの紹介による問い合わせや申し込みが増えるように尽力した。

同様に、会員からも紹介が増えるように、対内用ホームページの掲示板への投稿や会報への寄稿を継続して行った。その結果として、この5年間で司法書士から紹介された事案は148件中34件あり、会員のADRへの理解が広がったように感じている。今後も、会員が紛争解決手段の一つとしてADRの利用を認識できるよう、理解を深める努力を続けたい。

3 規程等についての法務省との協議

当センターは、140万円を超える事案や家事事件も、弁護士の助言を受けて取り扱っている。規程上も「弁護士助言型」を定めている。これに対し、一昨年度より法務省から「弁護士共同型」への規程変更、運用の変更が指摘されていた。昨年度も、法務省との協議を重ね、140万円を超える事案や家事事件については、これまでどおり、弁護士の助言を受け取り扱うことが可能であるとの最終結論に至った。

4 利用料無料化の取組みについて

利用料を無料化して以降、利用件数が増加した。対外的な広報によりADRが少しずつ認知されてきたことと、対内広報により会員からの持込案件も増えはじめたことなどの要因があると思われるが、とりわけ無料としたことが利用しやすさにつながっていると感じている。ハードルが低くなったことで、申込側では「試しに聞いてみよう」「とりあえず使ってみよう」という意識がはたらき、問い合わせ件数、申込件数の増加につながっていると考える。また、期日に出席する費用を無料としたことで、相手方に

とって調停に応じることへの抵抗が少なくなったと思われ、調停実施に至る割合も増加傾向にある。これらは、当センター利用者のアンケートからも伺える。

恒久的に無料化がふさわしいとは判断していないし、法律専門家が提供する紛争解決機関の利用には相応の費用を負担いただくという考えをベースとすべきと考えている。昨年度は、上記のとおり法務省との規程変更の協議が継続していたため、利用料の延長に則り運営していた。利用料をどのように設定するか、これまでの実績数や利用者アンケートをもとに、今年度十分に検討を重ねたい。

5 ADR関連研修会の開催

事案数が増加したことから、手続実施者および調停管理者の能力担保を目的とした研修会を多く開催した。また、実際に当センターにて調停を開催した事案について、受講者とともに考え学ぶADR事例検討会を開催した。

ADR基礎研修会については、例年同様、九Bとの共催により開催した。昨年度初めての試みとして、この研修は「基礎研修会Ⅰ」を2日間開催し、加えて「基礎研修会Ⅱ」を別日に開催した。これは、受講者により理解しやすくきめ細かい研修を提供することを目的としたものであった。他県会からの受講者もあり、九州管内におけるADR普及に努めることができた。

なお、下記一覧の研修のほか、令和1年9月7日には、宮崎県の依頼を受け宮崎県会会員を対象とした出張研修を担当した。3月27日に予定していた事例検討会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

【平成31年度ADR関連研修会】

日 時	研 修 会	講 師	受講者数
令和1年 9月26日 18:00～20:00	令和元年度ADR事例検討会・ 管理者勉強会 於：会館5階会議室A	山下 由貴 会員 平山 智章 会員 渡邊慎一郎 会員	16名
令和1年10月12日 10:30～17:30 令和1年10月13日 10:00～17:00	令和元年度ADR基礎研修会Ⅰ 於：天神チクモクビル	細川 眞二 会員 吉本 和子 会員 高倉三穂子 会員 平山 智章 会員 内川 龍 会員	14名 ／12日 18名 ／13日
令和1年11月 9日 10:00～17:00	令和元年度ADR基礎研修会Ⅱ 於：天神チクモクビル	吉本 和子 会員 高倉三穂子 会員 平山 智章 会員	16名
令和2年 2月15日 13:00～17:00	令和元年度ADR調停管理者 研修会 於：天神クリスタルビル	鶴田 美里 会員 山下 由貴 会員	14名

【平成31年度 部会一覧表】

部会	部長	担当理事	担当理事	副会長	副会長サブ	専務理事	部員							
総務部	木津 圭太郎	高木 浩	平島 健佑	浜田 啓史	猪之鼻 久美子	吉田 善礼	土井 経世	小牟田 毅						
経理部	小山 貴美代			猪之鼻 久美子	五反田 猛		福永 龍三	平島 健佑						
企画部	安河内 肇	真鍋 勝仁	坂田 亮平	五反田 猛	奈良田 真作		小原 俊治	宗 守浩	池田 龍太					
広報部	柿木 高紀	高瀬 忠通		猪之鼻 久美子	五反田 猛		丸山 信治	櫻井 菜穂子	神田 哲郎	山下 佑介	上野 幸司	鎌水 裕介	福田 哲也	
研修部	丸尾 公彦	内川 龍	西村 直樹	奈良田 真作	浜田 啓史		佐々木 英	塚 敦生						
社会事業部	芳司 英樹	高木 誠	有吉 哲也	奈良田 真作	浜田 啓史		河賀 裕子	池端 修一郎						

【平成31年度 委員会一覧表】

所属部会	委員会	根拠	設置の目的	担当役員	委員長 主任研究員	副委員長	委員・研究員							
総務部	注意勧告小理事会A	会則第103条／注意勧告運用規程第3条			浜田 啓史	柿木 高紀	真鍋 勝仁	内川 龍	坂田 亮平					
	注意勧告小理事会B				猪之鼻 久美子		吉田 善礼	丸尾 公彦	高木 誠	有吉 哲也				
	懲戒意見検討小理事会A	会則第106条の2第5項／懲戒に関する意見検討規則第2条			松本 篤	浜田 啓史	柿木 高紀	真鍋 勝仁	内川 龍	坂田 亮平				
	懲戒意見検討小理事会B				松本 篤	猪之鼻 久美子	吉田 善礼	丸尾 公彦	高木 誠	有吉 哲也				
	選挙管理委員会	会則第28条／選挙規程第7条		木津 圭太郎	本田 昇	石川 智宏	中牟田 貴夫	田中 志野	竹川 晋史	小野 彩加				
	綱紀調査委員会	会則第48条		木津 圭太郎	山下 祐一	佐々木 洋子	三代 由美子	藤 哲也	原口 敏一	小原 俊治	島津 節郎	林 謙一		
	事故処理委員会	会則第78条の4		木津 圭太郎		平石 健太郎	西 敬子	高谷 亜希子	黒木 文康	宮地 哲也	中村 優子	宮脇 秀代		
	紛議調停委員会	会則第108条		木津 圭太郎	鍛冶 誠一郎	武津 新悟	大越 将正							
	登録調査委員会	会則第112条												
	会館維持管理委員会	会則第53条第1項	会館の維持管理を目的とする。		吉田 善礼	平野 幸久	小嶋 美夏	山田 恭久						
非司法書士問題対策委員会	会則第53条第1項	司法書士でない者の司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。		高木 浩	今福 隆史	権藤 健裕	矢野 亨	小金丸 信介	栗田 真志					
苦情処理委員会	会則第53条第1項	会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な指導および指示を与えてこれを処理することを目的とする。		木津 圭太郎	矢野 聖悟	山田 剛	原田 美穂	内野 茜	丸田 幸一	金丸 武士				
経理部	会費減免等審査委員会	会則第53条第1項／会費の減免等に関する規程第2条		猪之鼻 久美子	小山 貴美代		木津 圭太郎							
企画部	法教育・市民法律講座推進委員会	会則第53条第1項	法教育・市民法律講座事業を推進することで、市民の法的教養を高め、予防司法を含め市民が自ら権利擁護を図っていける社会実現に寄与することを目的とする。	真鍋 勝仁	梶島 浩二	権藤 優里子	中山 浩一	末森 正浩	山下 由貴	寺田 知未				
	裁判業務推進委員会	会則第53条第1項	会員の裁判業務推進を目的とした事業を企画し、必要に応じて、法改正、法制度等に関する研究、提言をおこなう。	坂田 亮平	工藤 陽二	小野 彩加	柿木 高紀	前田 美穂	手嶋 竜一	小材 敬太				
	空家等対策委員会	会則第53条第1項	市民、行政が抱える空き家空き地問題の解決に向けた助言・支援を行うとともに、行政と連携・協力し、市民の生活の安全・安心を確保するため、空家等の発生の未然防止、流通・活用等の総合的な対策の推進を目的とする。	坂田 亮平	森部 修道	梅原 健	上村 一郎	竹本 安伸	小原 俊治	柳橋 儀博	福丸 奈々美	早木 信行		
	総合研究所	会則第53条第1項	司法書士の職能に関する諸制度並びに法令について、その調査研究を行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的とする。	五反田 猛										
	不動産登記研究会 司法書士法研究会 憲法研究会				江上 隆		宗 守浩	小嶋 美夏	井手 誠	猿渡 健太郎	新井 慶治			
研修部	新人研修委員会	会則第53条第1項	日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人及び登録して間もない新人会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制度を確立することを目的とする。	丸尾 公彦	奈良田 紀幸	萩 久範	木戸 孝充	井上 隆祐	櫻井 菜穂子	真鍋 ゆかり	柳 宏幸			
社会事業部	高齢者・障がい者権利擁護委員会	会則第53条第1項	高齢者・障がい者の権利擁護のために、行政等関係諸機関と連携協働し、法律専門職として権利擁護のネットワーク構築とマネジメントの役割を担うことを目的とする。	高木 誠	河賀 裕子		江島 一栄	山崎 貴子	小副川 哲二	井手 一人	吉田 昭夫	下川 慎一郎		
	司法福祉推進委員会	会則第53条第1項	司法書士の司法福祉分野での取り組みを推進することを目的とする。	奈良田 真作	増田 憲之		濱田 なぎさ	森部 光一	稲毛 翔平	加來 英宜	小野 洋平			
	ADRセンター運営委員会	会則第3条／ADRセンター設置規則		芳司 英樹	渡邊 慎一郎	山下 由貴	吉本 和子	原口 敏一	野村 沙織	梶島 亜希子				

業務日誌

平成31年

- [4月] 1 登録証交付式（1名）
 2 綱紀調査小委員会
 変更の登録申請（1名）
 4 理事会
 正副会長会
 5 法務局長・民事行政部長ご挨拶
 登録申請（1名）
 9 次期理事会
 次期正副会長会
 10 登録後新人研修ガイダンス
 12 日司連との協議
 15 法務局ご挨拶
 登録証交付式（3名）
 16 監査会
 17 登録申請（1名）
 18 臨時理事会
 変更の登録申請（1名）
 19 登録申請（1名）
 22 注意勧告小理事会・懲戒意見検討小理事会準備会
 Aチーム
 23 苦情処理委員会
 25 登録申請（1名）

令和1年

- [5月] 7 登録証交付式（2名）
 登録申請（1名）
 8 変更の登録申請（1名）
 9 理事会
 正副会長会
 14 弁護士会ご挨拶
 法務省との協議
 20 登録証交付式（3名）
 22 登録申請（1名）
 23 臨時理事会
 25 第70回定時総会
 27 法務局との協議
 28 成年後見制度推進室・LS企画部合同会議

- [6月] 4 登録証交付式（3名）
 日司連との協議
 代議員会
 6 理事会
 正副会長会
 登録申請（1名）
 14 登録証交付式（1名）
 17 高齢者・障がい者権利擁護委員会・成年後見制度
 推進室合同会議
 18 苦情処理委員会
 24 綱紀調査委員会
 27 県・支部連絡協議会
 28 総合研究所会議
 29 第1回業務研修会

- [7月] 1 登録証交付式（1名）
 2 法務局との協議
 3 法務局との協議
 4 理事会
 正副会長会
 8 登録申請（1名）
 10 飯塚市との協議
 11 新入会員オリエンテーション
 22 登録面談（1名）
 23 九州地方整備局との協議
 苦情処理委員会
 24 登録申請（1名）
 25 登録申請（1名）
 30 成年後見制度推進室・LS企画部合同会議
 登録証交付式（1名）

- [8月] 1 理事会
 正副会長会
 3 司法書士の日記念相談会
 20 登録証交付式（3名）
 登録申請（1名）
 21 登録申請（1名）
 22 変更の登録申請（1名）
 27 苦情処理委員会

- [9月] 3 法務局との協議
 4 年次制研修担当者会議
 5 理事会
 正副会長会
 6 綱紀調査委員会
 7 養育費相談会
 13 登録証交付式（3名）
 24 成年後見制度推進室・LS企画部合同会議
 苦情処理委員会
 25 九州地方整備局との協議

- [10月] 3 理事会
 正副会長会
 5 福岡南支部年次制研修
 北九州支部年次制研修
 6 成年後見相談会
 15 注意勧告小理事会・懲戒意見検討小理事会準備会
 Aチーム
 綱紀調査小委員会
 17 中間監査会
 18 登録申請（1名）
 19 筑後支部年次制研修
 23 県・支部連絡協議会
 九州地方整備局との協議
 26 福岡西支部年次制研修
 福岡東支部年次制研修
 筑豊支部年次制研修

[10月]	29	苦情処理委員会	[1月]	28	福岡市との協議 登録申請（1名） 苦情処理委員会
[11月]	1	会館建設「2年点検」		30	登録証交付式（2名） 登録申請（1名）
	7	理事会 正副会長会	[2月]	4	登録証交付式（1名）
	13	綱紀調査小委員会		5	合同交付金会議
	14	登録証交付式（1名）		6	理事会 正副会長会
	16	第2回業務研修会		8	第3回九州大学司法研修講座
	18	合格者説明会 法務局との協議 登録申請（1名）		10	綱紀調査小委員会
	19	綱紀調査小委員会 福岡県との協議 苦情処理委員会		12	法務局との協議 総合研究所会議
	23	LS福岡20周年記念シンポジウム		13	部長会
	26	苦情処理委員会		17	登録証交付式（1名）
	27	登録申請（1名）		19	懲戒意見検討小理事会Bチーム
	28	法務局との協議		20	綱紀調査小委員会
[12月]	2	登録申請（1名）		21	登録証交付式（1名） 公正取引委員会との協議
	4	九州地方整備局との協議		22	第4回九州大学司法研修講座
	5	理事会 綱紀調査小委員会 正副会長会		25	防犯説明会 正副会長会
	9	公正取引委員会ヒアリング 登録証交付式（1名）		28	登録証交付式（1名）
	10	県・支部連絡協議会	[3月]	3	登録証交付式（1名）
	12	懲戒意見検討小理事会Aチーム 福岡市との協議		4	紛議調停委員会 登録申請（1名）
	14	年末相談会		5	理事会 正副会長会
	17	綱紀調査小委員会		10	北九州市との協議 登録申請（1名）
	18	法テラス執行部との協議会 九州管区行政評価局との面談		11	登録申請（1名）
	21	第1回九州大学司法研修講座		12	登録申請（1名）
	22	第2回九州大学司法研修講座		13	LS福岡との協議 登録申請（1名）
	23	注意勧告小理事会・懲戒意見検討小理事会準備会 Bチーム		16	変更の登録申請（1名） 綱紀調査小委員会
	25	苦情処理委員会		18	臨時理事会 部長会
	26	登録証交付式（2名）		23	県・支部連絡協議会 会費減免等審査委員会 紛議調停委員会
	27	登録申請（1名）		24	苦情処理委員会
		令和2年		25	綱紀調査小委員会
[1月]	7	助成金調整会議 登録申請（1名） 綱紀調査小委員会		26	法務局との協議
	8	変更の登録申請（1名）		27	法務局長ご挨拶
	9	理事会 正副会長会			
	14	成年後見制度推進室・LS企画部合同会議			
	18	臨時理事会 部長会			
	21	登録申請（1名）			
	22	綱紀調査小委員会 懲戒意見検討小理事会準備会Bチーム 変更の登録申請（1名）			
	25	第3回業務研修会			